

令和4年9月16日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 松田孝枝

### 総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第59号	精華町職員の育児休業等に関する条例及び精華町職員の給与に関する条例一部改正について	原案可決
議案第60号	精華町水道事業給水条例一部改正について	原案可決
議案第61号	精華町公共下水道使用料及び手数料徴収条例一部改正について	原案可決
議案第62号	相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合規約の変更について	原案可決

## 【委員長報告】

議案第59号	精華町職員の育児休業等に関する条例及び精華町職員の給与に関する条例一部改正について	原案可決
--------	---	------

【概要】 国家公務員の「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置」に準じて、本町の正規職員と非常勤職員の育児休業の取得回数を緩和するための条例一部改正。

- ① 正規職員 育児休業取得は原則2回に緩和。子の出生後8週間以内に原則2回取得可能とする。
- ② 非常勤職員（会計年度任用職員） ・子の出生日から8週間であったのを8カ月取得可能とする。 ・原則1歳6カ月まで取得可能にする。 ・承認期間が1カ月以下の場合は、期末手当の除算期間とする。

Q 非常勤職員の育児休業取得の緩和についての詳細を。

A 出生した子が1歳6カ月になるまで任期がある、または見込まれることを前提として、従来は8週間以内であったものを8カ月に緩和するものである。

Q 期末手当の除算期間かんわについて。

A 従来、1カ月以上が単位であったが、8週間とそれ以外と2つに分けて期間の計算をする緩和策である。

《 討論なし 》

議案第60号	精華町水道事業給水条例一部改正について	原案可決
--------	---------------------	------

【概要】 経費削減、経営改善策の一つとして、水道メーター検針を隔月とする。

Q 使用日数が1カ月に満たない場合は、日割り計算をするべきだ。

A 基本料金は、固定費であり、月単位とする。

Q 「不正行為」への科料の規定があるが、事例はあるのか。

A そのような事例はないが、抑止力の意味も含め規定している。

《 討論なし 》

議案第61号	精華町公共下水道使用料及び手数料徴収条例一部改正について
--------	------------------------------

【概要】 水道メーターの隔月検針に伴い、汚水排除量の算定方法や他の関連規定を整備。

Q 水道使用量と公共下水道の排除量が大きく異なる具体的事例は。

A 学校のプールや製氷業、造園業者の散水などである。

《 討論なし 》

**【概要】** 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う規約の変更。

Q ①現行規約第 13 条の 6 では基金返還は解散時との規定がある、組合が解散していない段階で基金の返還ができるか。②第 3 条の「関係市町村の連絡調整に関する事務」とは具体的にどのような事務を委任するのかの明記が必要である。この 2 点について説明を。

A ①現行の「組合基金条例」を令和 5 年 3 月 31 日施行で廃止する。「財産処分」については、財産処分の協議書を 3 月組合議会で提案の予定。②圏域の広域的課題解決の連絡調整は継続していくが、事務事業についての明記については「事務規定」などで具体化していきたい。

Q 現行条例のまま、新条例下で基金返還をしてはどうか。「事務規定」は、新条例の可否を問うまでに示してほしい。

A 令和 5 年 4 月 1 日には基金のない状態になる。「事務規定」については 4 月 1 日以降となる（事務規定について、どの範囲にするかなどについての明言はなかった）。

#### 《 反対討論 》

- 次の 2 点の理由により、本議案に反対する。

第 1 に、基金を廃止して配分することは、現行の規約との関係上、来年 4 月 1 日以降としなければならない。

第 2 に、施行規則案は、町村間で検討した上で、この議案とあわせて提出されるべきであり、現時点において賛成できない。

#### 《 賛成討論なし 》